

## 申請書類について

※これらの書類はA 4サイズに統一してください。(下記1～3は申請者で1部、4～10は店舗ごと作成)  
また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

### 1 岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金支給申請書様式 1

※申請日は必ず記入してください。

※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

※2 ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。

※別表 1 - 2（チェック表）の各欄の該当する項目全てチェックしてください。

※別表 1 - 3（対象となる店舗の営業時間等）は、店舗ごとに、「酒類の提供停止」「カラオケ利用の自粛」前の営業時間を記載し、酒類の提供・カラオケの利用状況について、該当する□にチェックを記入してください。

※別表 1 - 2、別表 1 - 3 も同封のうえ提出してください。

### 2 誓約書様式 3

※日付は必ず記入してください。

※誓約書の最下部にある日付、所在地（個人事業主は自宅住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印も必ず押印してください。

### 3 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか1つ）

- ・ 運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ 健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ マイナンバーカードの表面（裏面は提出しないこと）等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

※A 4用紙にコピーして、そのまま提出してください。

### 4 店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真 様式 2（1枚目）

※岐阜県内の店舗の店舗名を記載してください。

※外景写真は、店舗名や屋号等が分かる写真としてください。

※内景写真は、店舗内（客席まで）全体が分かる写真としてください。

※この様式は、店舗ごとに作成してください。

### 5 「酒類の提供停止」が分かる写真等

#### 様式 2（2枚目の1・酒類の提供停止）

※「酒類の提供停止」のお知らせを告知した写真等を添付してください。

※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

## 6 「カラオケの利用自粛」が分かる写真等

### 様式2 (2枚目の2・カラオケの利用自粛)

- ※「カラオケ設備の利用自粛」のお知らせを告知した写真等を添付してください。
- ※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

## 7 関連書類（営業実態の分かる書類）

### 様式2 (3枚目・カラオケの利用自粛)

- ・直近3カ月（令和3年2月～4月）について、商用目的で設置されたカラオケ設備であることが分かる書類の写し等

※一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への支払いが分かる書類等（口座引き落としの通帳の写しなど）を添付してください。

## 8 関連書類（感染拡大予防等について）様式2 (4枚目)

### (1) 感染拡大予防に向けた各種ガイドライン等に基づく感染防止対策

※ガイドライン等の内容確認及び店舗の感染防止対策を実施した上で、各項目にチェックを入れてください。なお、1つでもチェックが入らない場合は支給できませんのでご注意ください。

### (2) 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得し掲示していることを証明するもの

※ステッカー入手後、お客様にわかるように店舗に掲示のうえ、その様子が明瞭に分かるよう全体を撮影したものを提出してください。

### (3) 感染防止対策マニュアル（新たに作成する場合のみ）

※接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。

※「今回提出します。」にチェックが入った事業者は同封でも、別途郵送いただいても構いません。

※既に岐阜県感染症対策調整課に提出されている場合は提出の必要はありません。

## 9 関連書類（営業実態の分かる書類）※ 酒類の提供停止のみの場合

- ・直近3カ月（令和3年2月～4月）の経理帳簿（現金出納簿）等

※直近の営業実績（売上明細及び経費支出が分かる出納簿等）の写しを添付してください。「カラオケの利用自粛」に該当する場合は提出不要です。

## 10 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類

※要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し（必須）、その他の許可証の写し等営業に必要な許可書があれば、その写しを提出してください。